

北海道根室振興局告示第 8 号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和 27 年北海道条例第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 5 年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

令和 6 年 2 月 2 日

北海道根室振興局長

登録番号	登録年月日	住所	氏名または名称
根室第 4 号	令和 6 年（2024 年） 1 月 31 日	野付郡別海町別海緑町 116 番地 9	道東あさひ農業協同組合 代表理事組合長 浦山 宏一